

葛飾区児童相談所 第三者評価結果報告書

種別	児童相談所
----	-------

①第三者評価機関名

一般社団法人Riccolab.

②施設名等

名称：葛飾区児童相談所

施設長氏名：中林 貴紀

③評価日程

利用者調査：2025年11月10日（月）～28日（金）

自己評価：2025年11月10日（月）～28日（金）

訪問調査：2026年1月22日（木）

④総評

【良い点】

○「スピーディな調査と丁寧なケース分析を経て援助方針が決定され、子どもの最善の利益を確保している。」
住民情報システムに児童相談システムが組み込まれているため、必要な情報をスピーディに収集でき、且つ、リスクの見える化が図られた対応を関係機関で行える強みを持っている。そして、毎週金曜日に係単位でスーパーバイザーを中心にケースの分析がなされ、解決が必要な課題と援助の方向性について、じっくり話し合われてから、援助方針会議に提案するシステムを採っている。毎週開催の援助方針会議は、原則全員出席として設定されている。会議は方針提案、相談終結提案、一時保護児童の報告等すべての検討・報告がなされており、時間が延長することもあるが、「わたしのきもちシート」を活用した子どもの意見表明も大切にされた討議が丁寧になされている。

【良い点】

○「保護者への説明を丁寧に行い、理解・同意を形成することを重視している。」
一時保護、措置に関わらず、保護者への説明を丁寧に行い、可能な限り同意を取ることに所全体として注力している。開説明もない中で、保護者への同意形成を促すためのスキルが所全体に蓄積されていないとの認識の下、保護者と関わるためのスキルを蓄積するために、「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ」を今年度から組織的に導入し、毎月の振り返りや研修会により、職員への定着を図ろうとしている。既にこの取り組みが効果を上げているとの認識もあり、保護者の置かれた状況に応じて対応を個別化するなど、同意形成に寄与している。

【更なる改善点】

●「経験の浅い職員が多い中、事例集の作成やSV級の職員の安定的な配置に取り組むことが期待される。」
児童相談所の運営に必要な職員数が確保されている一方で、経験の浅い職員が判断に迷った際等に適切な助言や指導、指示ができるSV級の職員が少ないことが課題となっており、迅速な判断に時間がかかる状況等が見られている。今後、困難ケースへの対応を振り返り、事例を蓄積することを予定し、具体的に取りかかるとともに、経験を積んだ職員が一定期間異動せずSVとして継続的に配置されることが期待される。

【更なる改善点】

●「適切な記録作成やペーパーレス化の推進、電子決裁の更なる活用等により、業務の効率化を目指していくことが望まれる。」
調査や会議等で得られた情報について、それぞれ担当職員が所定の様式に基づき記録している一方、記録の適切さを管理するためにプリントアウトしてチェックしたり、上司が決裁する際も紙面で実施する状況がうかがえる。今後は、ペーパーレス化の更なる推進や業務の効率化を目指して、紙資料の削減に努めるとともに、記録のチェック方法についてもIT技術やAIの導入を検討する等で、ヒューマンエラー防止を図っていくことが望まれる。

実施状況

【判断基準】ごとに、○、△、× のいずれかを選択

評価基準

- s：他児童相談所が、参考にできるような取り組みが行われている状態
- a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
- b：「a」に向けた取り組みの余地がある状態
- c：「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

第三者評価結果（児童相談所）

共通評価基準（64項目）

評価項目（4項目） I 子どもの権利擁護と最善の利益の優先	第三者 評価結果
【評価項目1】 子どもへの向き合い方は適切であるか	a
[No. 1]子どもの心情や意向に配慮した対応を行っている	○
[No. 2]子どもへの対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	△
[No. 3]子どもに対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
【コメント】	
<p>子どもの年齢や特性等に応じて、口頭に加えて表情シートやイラスト等の資料を用いて丁寧に説明することで、理解が深まるよう取り組んでいる。なお、新規・転入職員については、関連する研修受講やOJT等を通して、専門的な技能によるインテークや面接が実施できるように取り組んでいる。</p>	

	第三者 評価結果
【評価項目2】 子どもの権利が守られるための説明や支援等を適切に行っているか	a
[No. 4]子どもの権利について、子どもの年齢や理解に応じて、わかりやすく説明している	○
[No. 5]児童相談所の職員が子どものアドボカシーを行っている	○
[No. 6]子どもが児童相談所の職員以外のアドボカシーを利用できるように説明や支援を行っている	○
[No. 7]子どもに対して必要な心理的なケアが行えている	○
【コメント】 小学生版と中高生版の「子どもの権利ノート」を用意し、特に重要な箇所を直接示す等により、自らの権利についての理解が得られるように取り組んでいる。また、子どもが必要な心理的ケアを受けられるように、個別に支援プランを作成したうえで面接を実施している。	

	第三者 評価結果
【評価項目3】 適切な場面において、子どもに対する説明と意見聴取を行っているか	a
[No. 8]子どもに対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 9]援助方針決定前に、子どもからの意向や意見を聴いている	○
[No. 10]援助過程において、子どもの意向や意見を聴いている	○
[No. 11]子どもから聴取した意向や意見を記録している	○
[No. 12]児童相談所の職員以外の第三者が子どもの意見を聴く仕組みがある	○
【コメント】 独自の「わたしのきもちシート」に基づき、一時保護前や保護2か月超え前、援助方針決定前等のタイミングで子どもの意向や意見を記録に残しながら検討を進めている。今後はさらに、援助方針会議に直接子どもが出席して意向や意見を表明できる機会を創出していきたいと考え、実現に向けた検討を進めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目4】 子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	a
[No. 13]必要な場面において、子どもの理解・同意を得るよう努めている	○
[No. 14]子どもの相談内容や意見等を適切に把握し、援助方針に反映している	○
[No. 15]子どもの意見を尊重し、支援内容等への反映や見直し等を行っている	○
[No. 16]子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○
【コメント】 一時保護所からの施設入所や家庭復帰等、生活環境が変化する際には、予め施設見学や外泊等の機会を計画的に実施しながら子どもの心の動きを捉えつつ、気持ちに配慮した対応に努めている。また、ケースは少ないが、子どもの意向と児童相談所の方針が一致しない場合には児童福祉審議会での意見聴取に努めている。	

評価項目（7項目）Ⅱ 児童相談所の組織

○組織体制

	第三者 評価結果
【評価項目5】 児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	a
[No. 17] 児童相談所の役割を遂行しうる組織運営ができるように工夫している	○
[No. 18] 地域の実情や相談対応件数に応じた必要な職員体制が確保されている	△
[No. 19] 必要な専門職を配置している、もしくは必要な専門職との連携体制が確保されている	○
[No. 20] 夜間・休日の通告・相談や緊急保護に対応する体制が整っている	○
【コメント】	
重要案件や懸案事項を検討・決定する仕組みが構築されており、適任者を配置し安定的な組織運営体制となるように取り組んでいる。また、児童福祉司や児童心理司に加えて、常勤の弁護士や保健師等、必要な専門職を配置している。職員数は法定数を超える配置が確保されている一方、現時点ではSVを担う職員が少ないことが課題となっている。夜間・休日の対応については、開庁時間について複数名の職員を配置し、緊急保護にも対応している。	

	第三者 評価結果
【評価項目6】 組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	a
[No. 21] 児童相談所内の相談受付から援助までの手順が明確になっている	○
[No. 22] 組織的な判断や対応が行われている	○
[No. 23] 経験の少ない職員については、複数の職員で対応する体制をとっている	○
[No. 24] 職員間での情報共有が図られている	○
【コメント】	
開設にあたり児童相談所業務マニュアルを作成し、各職員へ周知することで相談受付から援助までの一連の手順に基づく形で業務遂行できるように整備している。また、実務経験が少ない職員が一定数いるなかで、2係4チームの小グループ制として、グループSV及びピアSV体制を整えたり、メンターメンティー制度を導入する等、職員を育成・バックアップする仕組みを用意して取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目7】 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	a
[No. 25] 適正な就業状況が確保されている	△
[No. 26] 職員が働きやすい職場環境づくりの取り組みがなされている	○
[No. 27] 職員が安心・安全に働ける職場環境が確保されている	○
【コメント】	
働きやすい職場づくりとして、心理的安全性の確保や超過勤務時間の縮減に一定の成果が見られている。また、支援者支援コーディネーターを配置し、メンタルヘルス対策を進めている。一方で、SVを担える職員が少ないことや、業務の更なる標準化等の具体的な課題が浮上しているため、今後、解決に向けて取り組んでいくことが期待される。	

○職員の資質向上・業務改善	第三者 評価結果
【評価項目8】 児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	s
[No. 28] 業務改善を行う仕組みがある	○
[No. 29] 業務の手順やツール等の見直しを定期的に行っている	○
[No. 30] 設置自治体による監査等が定期的に行われている	○
【コメント】	
業務改善プロジェクトチームを立ち上げて、全職員を対象に業務改善に関するアンケートを実施して意見の吸い上げを行っている。また、こども家庭庁の協力による業務サポートAIシステムの導入等により、時間外勤務の大幅な縮減を達成している。さらに、2か年かけてスモールグループ制の導入を検討し、相談部門4つと心理部門4つの合計8つのスモールグループを編成している。	

	第三者 評価結果
【評価項目9】 児童福祉司等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	a
[No. 31] 児童福祉司等の職員に必要な研修等を受講させている	○
[No. 32] ケースワークを通じた職員育成に取り組んでいる	○
[No. 33] 職員の専門性（能力・スキル）を確認する仕組みがある	○
[No. 34] 児童福祉司等の専門性を確保するための採用・異動の取り組みを行っている	△
【コメント】	
外部講師による「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ」を組織導入し継続的な研修を毎月実施し、相談援助技術について共通基盤の構築に努めている。また、人材育成に係る検討会を定期的を開催し、人材育成指針に基づく研修計画を立案し、職員が内外研修を通して学びを深め、専門性を向上させるように取り組んでいる。職員の採用・異動については、全国的な福祉人材不足のなかで専門性の高い職員の確保が課題となっている。	

○情報管理に関する事項	第三者 評価結果
【評価項目10】 情報の取り扱いが適切に行われているか	a
[No. 35] 情報の秘匿性に十分に配慮した慎重な対応を行っている	○
[No. 36] 個人情報の保護・管理が適切に行われている	○
【コメント】	
職員が使用しているパソコンや紙媒体の資料の管理方法を明確に定め、日々、適切に取り扱うことで外部への情報漏えいが生じないように取り組んでいる。また、関係機関等へ情報提供する場合についても、根拠法令を確認して対応する等、慎重な取り扱いに努めている。一方で、子どもの最善の利益や安全を確保するため、関係機関などとの必要な情報共有を適切に行うことへの意識の向上も必要である。	

	第三者 評価結果
【評価項目11】 児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	b
[No. 37] 児童記録票の作成形態や管理方法は適切である	○
[No. 38] 児童記録票に記載すべき情報が全て記載されている	△
[No. 39] 児童記録票について、所内での決裁を得ている	○
[No. 40] 児童記録票は必要な期間保管されている	○
【コメント】	
児童記録票の作成手順や方法が明確となっており、それぞれ担当職員が作成したものを上司が確認する形で進めている。ただし、実務経験の浅い職員が多い中で、必要な情報を確実に記録に残すことや、ペーパーレス化や業務の効率化の観点から課題もあると認識しているため、それぞれ取り組みを進めていくことが期待される。	

評価項目（20項目）Ⅲ 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

○通告・相談対応

	第三者 評価結果
【評価項目12】 相談・通告の受付体制が確保されているか	a
[No. 41] 適切な相談受付の体制が確保されている	○
[No. 42] 障がい者（児）や日本語が十分でない相談者からの相談受付を行うために必要な措置がとられている	○
【コメント】	
相談受付について、インテークを行う担当者を配置して迅速な対応に努めている他、子ども総合センターや区立施設の会議室で面接を行う等、児童相談所外でも相談対応をしている。また、日本語の理解が十分でない相談者について通訳アプリや二者間通訳サービスを活用したり、聴覚障害を有する相談者には手話通訳を手配する等、必要な対応をしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目13】 相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	a
[No. 43] 相談者や通告者から必要な情報収集を行っている	○
[No. 44] 相談者や通告者の状況に配慮し、受容的かつ子どもの安全を優先した対応を行っている	○
[No. 45] 子どもの所属機関や関係機関等からの情報収集を行っている	○
【コメント】	
業務マニュアルに基づき、相談受付票や通告受理票等、所定のフォーマットへ必要な情報を蓄積している。なお、子どもの所属機関や関係機関等から情報を収集するためには、更なる職員のスキルアップが必要と認識し、OJT等を進めている。	

○受理	第三者 評価結果
【評価項目14】 受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	a
[No. 46] 受理会議（緊急受理会議）は適切に行われている	○
[No. 47] 検討すべき全てのケースについて、受理会議で検討・判断されている	○
[No. 48] 受理会議において確認・検討・決定すべき事項が確実に協議されている	○
[No. 49] 緊急受理会議において、安全確認の必要性や方法について適切に判断されている	○
[No. 50] 受理会議の内容について適切に記録が保存されている	△
【コメント】	
緊急受理会議では緊急度アセスメントを行い、その内容を判断しながら進めている他、毎週の援助方針会議と同日に受理会議を開催し、所内で情報共有している。なお、受理会議をはじめとする記録について、ペーパーレス化の推進や適切に記録することが課題となっている。	

	第三者 評価結果
【評価項目15】 受理したケースに応じ、必要な確認・手続き等を行っているか	a
[No. 51] 受理したケースについて、必要な確認や手続き等を行っている	○
【コメント】	
休日の日中についても当番制で職員が勤務することで平日と変わらず受理できるようにしている。また、夜間については、委託業者を窓口として、年間を通していつでも受理できる体制を整えている。	

○子どもの安全確認・安全確保

	第三者 評価結果
【評価項目16】 子どもの生命を最優先にした、安全確認・安全確保が行われているか	a
[No. 52] 通告受理後、速やかに安全確認が行われている	○
[No. 53] 目視による安全確認が実施されている	○
[No. 54] 家庭訪問等での安全確認ができない場合に必要な措置がとられている	○
[No. 55] 安全確認が適切な体制で実施されている	○
[No. 56] 安全確認等を市区町村や他機関に依頼する場合に、適切な対応を行っている	○
[No. 57] 拒否的な保護者に対して、法に基づき適切に対応を行っている	○
【コメント】	
子どもの安全確認・安全確保について、児童相談システム上で現認の有無を管理し、援助方針会議でも情報共有しながら進めている。適宜、警察への援助要請、出頭要求、立入調査等を行いながら、子どもの安全を確認している。	

	第三者 評価結果
【評価項目17】 一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	a
[No. 58] 一時保護の要否について、適切な判断及び迅速な対応が行われている	○
【コメント】	
緊急受理会議では、内閣府令に基づく保護の必要性を検討し判断している他、一時保護する際には子どもへの適切な説明に努めるとともに、「わたしのきもちシート」を活用して子どもの意見を把握し対応している。	

	第三者 評価結果
【評価項目18】 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されているか	a
[No. 59] 安全確認・安全確保に関する調査の記録等が適切に作成・保管されている	○
【コメント】	
通告受理票や児童相談システム内に、子どもの安全確認・安全確保に関する事柄を記録・保管している。なお、常に適切な情報が蓄積されるように職員のスキルを高めていくことが課題となっている。	

○調査・アセスメント	第三者 評価結果
【評価項目19】 アセスメントに必要な調査が行えているか	a
[No. 60] 調査により必要な情報が適切に把握できている	○
[No. 61] 適切な調査が行える体制・方法をとっている	○
【コメント】	
所定のリスクアセスメントシートに基づく形で、子どもと保護者それぞれについての状況を把握し、係内で複数の職員が子どもの所属や保護者の状況を確認し、適切な調査となるように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目20】 アセスメントが適切に行われているか	a
[No. 62] 多角的・重層的な診断を行っている	○
[No. 63] 把握された情報がアセスメントに十分に反映されている	○
[No. 64] きょうだいを含め、家族全体のアセスメントが行えている	○
[No. 65] アセスメントシートが市区町村等の関係機関と共有されている	△
[No. 66] アセスメントの結果が児童記録票に記載されている	○
【コメント】	
リスクアセスメントに加えて心理診断や医学診断等、ケース全体を理解するために必要なアセスメントの領域が明確となっており、それぞれ実施している。また、子ども総合センターと共通のアセスメントシートで実施している一方、見立てに相違がみられることがあるため、引き続き、認識の共有を図っていくことを課題と認識している。	

	第三者 評価結果
【評価項目21】 特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	a
[No. 67] 特定妊婦に対するアセスメントが適切に行われている	○
[No. 68] 転居ケースに対するアセスメントが適切に行われている	○
[No. 69] 転居先が不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
[No. 70] 居所不明な子どもについて適切な調査等が行われている	○
【コメント】	
特定妊婦に対するアセスメントは子ども総合センターが中心となっており、行い情報共有している他、要保護児童等情報共有システムのCA情報や転出情報発出状況を活用している。また、係属中の子どもが居所不明になった場合は、速やかに警察等と連携し対応しながら、適切な調査となるように取り組んでいる。	

○援助方針の策定

	第三者 評価結果
【評価項目22】 援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	a
[No. 71] 援助方針会議が適切な頻度で開催されている	○
[No. 72] 総合診断を踏まえ、多角的・重層的な検討を行うための体制が確保されている	○
[No. 73] 援助方針会議で検討すべき全ての事例の検討が行われている	○
[No. 74] 援助方針会議の記録が適切に作成・保存されている	○
【コメント】	
毎週水曜日に設定され、通常40～50件程に及ぶ1週間分の全件数を討議して援助決定している。出席者は所長以下の管理職（弁護士を含む。）、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等が参加して、専門的立場からの意見を述べて総合的診断により、援助方針が決定されている。会議記録は児童相談システムに入力され、いつでも閲覧ができる。	

	第三者 評価結果
【評価項目23】 援助方針の決定に関する判断が適切に行われているか	a
[No. 75] 子どもの自立と自己実現を援助する、子どもの最善の利益を優先するための援助方針が選択されている	○
[No. 76] 援助方針の決定にあたり、保護者等の相談内容や意見等を把握し、援助方針に反映している	○
[No. 77] 一時保護所や一時保護委託先、市区町村等の関係機関の意見を聴き、援助方針に反映している	○
[No. 78] 市区町村への委託または送致を行うケースに関する判断が適切に行われている	○
[No. 79] 子どもや保護者等の状況に応じ、必要と判断される場合には福祉事務所や家庭裁判所への送致等を行っている	○
[No. 80] 児童福祉審議会の意見を尊重して援助方針が決定されている	○
[No. 81] 子ども最善の利益を確保するために、必要に応じ家庭裁判所に対する家事審判の申し立てを行っている	○
【コメント】	
方針決定にあたって、独自の「わたしのきもちシート」により子どもの意向確認を行いながら進められている。指導措置等の方針には、一時保護所職員との定期協議や、個別ケース検討会議（関係者による）を開催して関係部署の意見を踏まえて、子どもの最善の利益のための方針決定を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目24】 援助方針の内容は適切か	a
[No. 82] 援助方針として定めるべき事項が記載されている	○
[No. 83] 援助方針として必要な視点が盛り込まれている	○
[No. 84] 援助方針が児童相談所や関係機関の役割や援助能力等を踏まえた現実的なものとなっている	○
[No. 85] 援助方針の策定・決定が適切に行われている	○
【コメント】	
援助方針会議の前にブロック会議を開催して、係長を中心としたメンバーで援助方針の妥当性や、課題の検討がなされている。ブロック会議では、援助の短期的・中長期的課題についても丁寧に討議されるため、新人の援助力向上、チームワークによる問題解決に繋がっている。さらに、援助方針は各種診断を踏まえた援助指針とその理由を明確にして提案されている。	

	第三者 評価結果
【評価項目25】 市区町村がかかわるケースについて、援助方針に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	a
[No. 86] 市区町村への委託や送致にあたっては、市区町村との協議を十分に行っている	○
[No. 87] 援助方針について、市区町村への説明を行っている	○
[No. 88] 援助方針について、市区町村からの意見等を確認し、援助方針に反映している	○
[No. 89] 市区町村への委託や送致を行う前に、市区町村の合意を得ている	○
[No. 90] 市区町村への委託や送致に伴い、要対協の要保護・要支援児童として登録されていることを確認している。	○
【コメント】	
「かつしかの子どもは葛飾で守る」のスローガンのもとで、基礎自治体で支援部門（子ども総合センター）と専門的援助・措置部門（児童相談所）を一元的に運営するメリットを発揮している。双方で共通の児童相談システムを利用しているため、連絡調整がスムーズに進められる。開設間もない児童相談所の援助技術の向上と、長年子ども家庭に寄り添い支援を積み重ねてきた子ども総合センターとの更なる連携により、より質の高い相談援助を目指して取り組んでいる。	

○在宅指導	第三者 評価結果
【評価項目26】 在宅指導中の子どもに対する支援は適切に行われているか	b
[No. 91] 在宅指導の計画は、支援内容や支援体制が明確で適切な内容となっている	○
[No. 92] 子どもに対して必要な支援を計画的に実施している	○
[No. 93] 複数の関係機関が関与するケースについて、効果的な連携を行うための調整等を行っている	△
【コメント】	
在宅指導中の全ケースの援助の見直し（進行管理）を2か月に1回、所長を含めて行っている。指導ケースに応じて児童福祉司指導と継続指導を使い分けて援助にあたっている。相談者と援助者の相談関係を深め、支援をベースとした対応を心がけている。なお、今後は子どもと家族の強みに着目した支援サービスを、関係する支援機関との連携で構築していく援助に期待したい。	

○進行管理・援助方針等の見直し	第三者 評価結果
【評価項目27】 指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	a
[No. 94] 組織的な進行管理により、ケースの状況変化の把握・判定を行っている	○
[No. 95] 養育環境の変化等、リスクが増大する可能性がある場合には、再アセスメントを行っている	○
【コメント】	
虐待の未処理ケースはブロック会議で毎週確認を行っている。虐待で調査中のケースはおおむね1か月で方針を決めるように努めている。在宅指導中のケースは2か月に1回、里親委託・施設措置ケースは四半期ごとに定期的な進行管理で養育環境の変化、リスクの状況をチェックする体制を採っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目28】 指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	a
[No. 96] 一時保護後の状況について、必要に応じて市区町村への情報共有を行っている	○
【コメント】	
子ども家庭支援課（支援部門）と共通の児童相談システムを使用しているため、支援部門も児童相談所が子どもを一時保護した場合、ケース概要をリアルタイムに確認することができる。子ども家庭支援課の母子保健部門もシステムを閲覧できるため、家庭支援に生かされている。さらに、担当者間で定期的に連絡を取り合い顔が見える関係性を築いている。	

○管轄する児童相談所の変更	第三者 評価結果
【評価項目29】 児童相談所の変更に関し、十分な検討が行われているか	a
[No. 97] 居所と住所が異なる場合について、管轄する児童相談所は子どもの福祉を最優先して決定されている	○
[No. 98] 「移管」及び「情報提供」の判断が適切に行われている	○
【コメント】	
毎週の援助方針会議で、移管や情報提供の必要があるケースは協議にかけられ、変更によるリスクが生じないように細心の注意を払っている。「移管」「情報提供」の判断は、全国の児童相談所の取り決めに基づいて、「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」を用いて判断されている。	

	第三者 評価結果
【評価項目30】 「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	s
[No. 99] 援助方針について、情報提供先または移管先の児童相談所と事前協議を行っている	○
[No. 100] 移管までの援助が適切に行われている	○
[No. 101] 児童相談所が適切な支援を行えるよう、必要な情報を提供している	○
[No. 102] 移管先の児童相談所への連絡・引継ぎが適切に行われている	○
【コメント】	
情報提供でよいと判断される場合でも、先方の児童相談所が移管ケースとする場合もあるため、保護者には、児童相談所が関わっているケース移管の児童相談所間ルールを説明して理解を求めている。児童相談所間で同一のリスク管理ができるように、転居先と一緒に訪問するように徹底している。さらに、移管後も必要に応じた連絡体制を確認している。	

	第三者 評価結果
【評価項目31】 「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	a
[No. 103] 情報提供を受ける児童相談所において、必要な支援等が行えるよう協議している	○
[No. 104] 移管元の援助方針を継続し、速やかに対応している	○
[No. 105] 移管手続き完了後1か月が経過した時点で、アセスメント及び援助方針の見直しを行っている	○
[No. 106] 移管元の児童相談所からの連絡・引継ぎは適切に行われている	△
【コメント】	
情報提供や移管予定の一報を受けた段階で、児童相談システムで転出入が確認できるため、その時点から援助を始められる。事前情報では同居人の存在が認められなかったが、家庭訪問で確認したことがあった。一報を受けた段階で緊急受理事務会議を実施し、その後も援助方針会議で進捗管理を行って、子どもを取り巻く家庭環境の把握に努めている。	

評価項目（14項目）Ⅳ 社会的養護で生活する子どもへの支援

○援助方針の策定に関する調整

	第三者 評価結果
【評価項目32】 社会的養護を必要とする子どもの援助方針の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	a
[No. 107] 家庭での養育が困難または適切でない子どもの保護に関する支援方針は適切である	○
[No. 108] 措置先の選定は適切に行われている	○
[No. 109] 措置先の施設所在地や里親の居住地の市区町村及び関係機関との連携が図られている	○
【コメント】	
家庭養育を優先に適切な支援を検討している。社会的養護が必要と判断された場合は、子どもの状態に照らして里親委託か施設入所を検討する。援助計画は、家庭復帰のアセスメントにより、子どもの将来を念頭に社会調査を丁寧に行って立案している。なお、子どもの受け入れ先に余裕がなく、決まるまでに時間を要する実情がある。	

	第三者 評価結果
【評価項目33】 里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	a
[No. 110] 里親や施設等、他機関との連携による支援を行うケースについては、援助指針について他機関との協議・連携を行っている	○
[No. 111] 里親や施設等に対し、支援に必要な情報等を適切に提供している	○
[No. 112] 里親や施設等との連携による支援を行うケースについては、自立支援計画の策定にあたり里親や施設等との協議・連携を行っている	○
【コメント】	
里親委託については、里親支援を担うフォスタリング機関に業務委託したうえで里親担当の児童福祉司を配置し、「チーム養育体制」を採っている。施設措置については、子ども担当の児童福祉司、児童心理司の他に、施設の入退所等の調整を担う児童福祉司を配置し、入所前の見学や情報の共有を図って、子どもの理解が深まるように取り組んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目34】 措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	a
[No. 113] 里親との交流や入所先施設見学などの機会を設けている	○
[No. 114] 医療機関の医師等、援助にかかわる支援者との顔合わせ等の機会を設けている	△
【コメント】	
里親養育支援担当、施設の入退所等の調整を担う児童福祉司が、事前説明、見学、体験宿泊などの業務を行い、子どもの精神的負担軽減を図っている。さらに、措置開始直後は担当児童福祉司が訪問して子どもの状況確認をするように心がけている。特に、地域の学校や医療機関等の協力が必要な子どもについては、関係者会議を設けるようにしている。	

○社会的養護時における援助	第三者 評価結果
【評価項目35】 里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか（指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等）	a
[No. 115] 子どもや支援の状況を定期的に把握している	○
[No. 116] 把握した子どもや支援の状況に基づき、必要な指示・援助・対応の検討等を行っている	○
[No. 117] 支援開始後にも措置先や委託先（里親支援機関等）からの意見等を尊重している	○
【コメント】	
児童福祉司や児童心理司が日頃から、電話連絡や手紙の交換、施設等を訪問して子どもや養育者との面接により養育状況の把握に努めている。里親や施設からの相談には、速やかに対応するように心がけている。問題が発生した場合は、児童相談所内で協議を行い、子どもの通所指導、一時保護や短期的治療指導等も実施している。	

	第三者 評価結果
【評価項目36】 援助方針の見直しが適切に行われているか	a
[No. 118] 定期的に援助方針の見直しを行っている	△
[No. 119] 再アセスメントの結果を踏まえ、援助方針の見直しを行っている	○
【コメント】	
里親委託措置、施設措置の自立支援計画は年に一度見直し時期が定められている。子どもの意向、支援者の意見、児童相談所の役割について確認をして計画更新を行っている。児童相談所内では、2か月毎に全ケースの進行管理を行う他、四半期毎に措置児童の進行管理会議を開催して、子どもの生活状況と家庭環境の変化がないか、保護者の意向も踏まえてアセスメントしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目37】 自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、施設等との連携を密に行っているか	a
[No. 120] 自立支援計画の策定にあたり、施設等に対し、必要な指導・助言等を行っている	○
[No. 121] 自立支援計画について定期的なモニタリングを行い、必要な見直しが行われている	△
【コメント】	
子どもの自立支援計画に基づいて、家庭復帰の可能性や社会的自立に向けた援助の必要性について定期的に検討している。家庭復帰を担当する児童福祉司、家庭復帰支援員を配置し、子ども一人一人に応じた将来の進路を丁寧に検討し、里親、施設とも意見交換しつつ援助を行っている。モニタリングについては、自立支援計画作成時や措置先訪問時に行っており、見直し等に役立っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目38】 面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	a
[No. 122] 面会・通信制限が必要なケースについて、適切に制限をかけている	○
[No. 123] 面会・通信制限が必要最低限のものとなっている	○
[No. 124] 面会・通信制限を解除するにあたって、適切な判断・手続きを行っている	○
[No. 125] 接近禁止命令の発出にあたっては、関係する機関等との連携体制を構築している	○
【コメント】	
児童相談所の開設以降、面会・通信制限や接近禁止命令が必要な事例が発生していない。今後発生した場合に備え、必要な関係機関との情報共有や連携体制について、検討している。	

	第三者 評価結果
【評価項目39】 里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	s
[No. 126] 入所施設等に対する子どもからの苦情や不満等が聞かれた場合に必要な対応を行っている	○
[No. 127] 里親や施設等と、親権者等との調整が必要な場合に適切な対応を行っている	○
[No. 128] 里親や施設等による懲戒にかかわる権限の濫用や虐待等が疑われる場合に、必要な対応を行っている	○
【コメント】	
里親委託や施設入所前に、児童福祉司が「子どもの権利ノート」を活用して、苦情や不満があれば意見表明ができることと、その実施手段を説明している。訪問面接時には、「子どもの権利ノート」の話題で意識付けを図るようにしている。里親や施設等で権利侵害が疑われる事案が起こった場合は、「被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、速やかに対応している。	

○一時帰宅、措置の解除、停止、変更及び在所期間の延長

	第三者 評価結果
【評価項目40】 一時帰宅における対応が適切に行われているか	a
[No. 129] 一時帰宅について、慎重なアセスメント及び判断を行っている	○
[No. 130] 他自治体への一時帰宅を行う場合には、双方の児童相談所で必要な協議・情報共有を行っている	○
【コメント】	
家庭復帰や家族交流に向けた実施計画に基づき、アセスメントを行っている。実施に向けては、事前に家庭訪問を行い、生活環境を確認している。帰宅先が遠方の場合は、管轄児童相談所に調査を依頼している。一時帰宅の判断は、児童相談所長をはじめとした管理職、S V職員を交えた協議を行って慎重に決めている。	

	第三者 評価結果
【評価項目41】 措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	a
[No. 131] 施設入所中から、要対協や関係機関等との情報共有を行っている	○
[No. 132] 措置や指導等の終結について、子どもや里親、施設等からの意見を十分に聴いている	○
[No. 133] 措置の解除等については援助方針会議等において組織的かつ総合的な視点から判断している	○
[No. 134] 措置や指導等を終結する際には、その理由を明確にしている	○
【コメント】	
措置や指導の終結前には、その妥当性について関係者と個別ケース検討会議を開催し、里親や施設の意見・意向も確認している。子どもには、「わたしのきもちシート」を用いて意向や希望を確認している。その後援助方針会議で総合的に判断して、解除や終結を決定している。	

	第三者 評価結果
【評価項目42】 措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	a
[No. 135] 措置解除に向けて、必要となる支援等について適切に判断している	○
[No. 136] 措置解除後にも必要な支援が受けられるよう、関係機関等との調整を十分に図っている	○
【コメント】	
解除後の支援は、子ども総合センター等の関係機関と個別ケース会議で役割を確認して、子どもと家庭の状況に沿った支援を実施している。子どもの安全な暮らしを第一として、子どもと家族の養育力を高めるために、家族の強みに着目した援助に力点を置いている。	

	第三者 評価結果
【評価項目43】 入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	a
[No. 137] 虐待の再発防止等、子どもの安全確保に関する対応が十分に行われている	○
[No. 138] 子どもの生活や精神面の安定を図るために必要な支援等を行っている	△
[No. 139] 子どもの状況に応じ、在所期間の延長等を行うなど、必要な支援が受けられるようにしている	○
【コメント】	
子どもの安心・安全な暮らしのために、措置等の解除後は6か月程度の継続指導・児童福祉司指導措置で見守りを行っている。再アセスメントによっては、期間を延長して支援することがある。在所期間の延長は、子どもの置かれた状況に応じて、本人や保護者、それまで支援してきた措置先の意見を聞いて、必要な範囲で実施している。	

○児童自立生活援助等	第三者 評価結果
【評価項目44】 子どもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	b
[No. 140] 児童自立生活援助の対象の子どものうち、継続した支援等が必要な子どもを適切に支援につなげている	○
[No. 141] 児童自立生活援助を実施している子どもについて、必要な支援を継続して行っている	○
[No. 142] 児童自立生活援助の実施を解除するにあたっては、児童の自立に向けて必要な情報提供等の支援を行っている	△
【コメント】	
事業の利用が適当な子どもには、施設の入退所等の調整を担う児童福祉司が事業の説明や、社会的自立に向けた暮らしを十分説明してから利用開始している。施設のルールが守れず援助の困難なケースもあるが、児童福祉司、児童心理司が丁寧に、本人の意向を聞いて、受け入れ先を探している。なお、ニーズと受け入れ先の都合で、利用施設は東京都以外の自治体にも及んでいる。	

	第三者 評価結果
【評価項目45】 子どもが18歳以上となっても、必要な支援等を行っているか	a
[No. 143]子どもが18歳以上となっても、必要な支援等を行っている	○
【コメント】	
18歳以降も支援が必要な子どもについては、措置の延長も援助方針会議の決定をもって対応している。18歳を迎えて、進学や就職をすることとなった場合は、一定の条件の下で、区独自の生活支援金を支給している。社会的養護自立支援拠点事業は実施に向けた検討を行っている段階である。	

評価項目（5項目）V 社会的養育の推進

○里親相談への対応・家庭養護の推進

	第三者 評価結果
【評価項目46】 家庭養護を推進するためのフォスタリング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	a
[No. 144]家庭養護を推進するための仕組み・体制の構築に取り組んでいる	○
[No. 145]里親制度に対する理解促進、登録里親数増のための取り組みを行っている	○
[No. 146]里親の専門性の向上に向けた取り組みを行っている	○
[No. 147]里親の登録・認定の判断、名簿管理を適切に行っている	○
【コメント】	
乳児院や児童養護施設職員を含めた構成員による里親委託等推進委員会を年に3回開催し、施設措置児童について里親委託等への検討を行うなど家庭養護の推進に取り組んでいる。また、里親啓発事業を多様な場所で実施している。担当する児童相談課長が区の広報を担っていた経歴があり、区内のどういうところで啓発事業をすると効果的かということについて情報を持っている。そのうえで、必要な場所で説明会を月1回開催しており、登録者数は増えている。	

	第三者 評価結果
【評価項目47】 里親希望者に対する調査・認定等を適切に行っているか	a
[No. 148]里親を希望する者からの相談を受けた場合には、受理会議で検討し、必要な調査・認定等を行っている	○
【コメント】	
里親希望者に向けて、里親担当児童福祉司とフォスタリング機関によって個別の対応を行っている。また、里親を担当する事業係長、児童相談課長も里親委託に関する対応方針を検討することにより、丁寧な対応を行っているが、職員自己評価からは、所全体の里親対応についての周知が開設間もないために、やや弱い結果がみられている。	

	第三者 評価結果
【評価項目48】 養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	a
[No. 149] 養子縁組の適切性について十分に判断している	○
[No. 150] 養子縁組を行うことについて子どもや実親等の同意を得ている	○
[No. 151] 養子縁組希望者に対し、必要な説明を十分に行っている	○
[No. 152] 養子縁組の成立に向けて必要となる手続き等の支援を行っている	○
【コメント】	
養子縁組希望者に対して、養育家庭との差異について丁寧に説明し、養子縁組を図るうえでの研修をフォスタリング機関との協力において実施している。また、養子縁組を進める際には同意を得ることを徹底している様子がうかがえる。	

	第三者 評価結果
【評価項目49】 養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	a
[No. 153] 養子縁組成立後も、必要な支援等を行っている	○
【コメント】	
養子縁組成立後は、児童福祉司指導の中で家庭訪問を行っている。期間としては半年の経過観察だが、里親研修は継続的に実施しており、標準的なことは実施している。児童心理司も関わりながら支援体制を維持するようにしている。	

	第三者 評価結果
【評価項目50】 民間あっせん機関による養子縁組に対して必要な支援を行っているか	a
[No. 154] 民間あっせん機関による養子縁組が適切に行われるよう、日頃から必要な連携等を行っている	○
[No. 155] 民間あっせん機関が養子縁組をした子どもに対し、必要に応じて支援を行っている	○
【コメント】	
ケース数はまだ多くはないため、当所と民間あっせん機関の関係について検討している最中である。他の児童相談所の事例を参照しつつ、葛飾区児童相談所としての方針も含めて整理して進めていくことを確認している。	

評価項目（5項目）VI 家族とのかかわり・家族への支援	第三者 評価結果
【評価項目51】 保護者への向き合い方は適切であるか	a
[No. 156] 保護者への対応において、専門的な技能によるインテークや面接を行っている	○
【コメント】 保護者への対応の一つとして、「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ」の導入を図っている。職員が様々な前職や経験を持っているため、所として軸となる手法を同アプローチにするという位置付けである。指導という言葉ではなく、ダメなところだけでなく、その保護者が持っている強みを支持できるように、定期的に外部講師が来所し、事例を通じて研修を開催している。また、研修だけではなく、実際の支援の振り返りの機会にもなっている。	

○子どもの措置に伴う保護者への説明や意見聴取	第三者 評価結果
【評価項目52】 適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	a
[No. 157] 保護者に対して必要な説明を適切に行っている	○
[No. 158] 保護者に対する説明は、わかりやすいよう工夫している	○
[No. 159] 援助方針決定前に、保護者からの意向や意見を聴いている	○
[No. 160] 援助過程において、保護者の意向や意見を聴いている	○
【コメント】 保護者への心理診断、医学診断のフィードバックは児童心理司や医師から保護者に説明できるようにしており、また行政処分に対する不服申立てについての請求方法等も担当児童福祉司以外から説明をするなど、保護者に対して非常に丁寧な同意形成を図る取り組みがなされている。一方、説明方法が職員により差異があり、共通させるための検討を始めているところである。	

	第三者 評価結果
【評価項目53】 保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	a
[No. 161] 必要な場面において、保護者の理解・同意を得るよう努めている	○
[No. 162] 保護者の意向と児童相談所の方針が一致しない場合について、児童福祉審議会の意見聴取を行っている	○
【コメント】 保護者の理解、同意を得ようとする姿勢が組織として一貫しており、丁寧な保護者への対応が行われている。一方で、児童福祉審議会の意見聴取については一般職員の理解度が高くない。しかし、経験年数が増えることで理解されていくものであるとの認識を組織として持っている。	

○保護者に対する指導・支援

第三者
評価結果

【評価項目54】 保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	a
[No. 163] 保護者に対して必要な支援や指導を計画的に実施している	○
[No. 164] 保護者が指導や勧告に従わない場合に適切な措置を講じている	○
【コメント】	
保護者の同意を得るための取り組みが丁寧になされているが、職員自己評価からは計画性について自信のない結果が見られている。保護者の意向を反映させすぎるといった意見や、警察が介入した場合には有無を言わず対応するなどしてもいいのではないかとする意見もある。組織としてこの点は課題ととらえ今後の検討課題に位置付けている。	

第三者
評価結果

【評価項目55】 親子分離中の保護者に対し、親子再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	a
[No. 165] 親子の再構築に向けた支援計画を作成している	○
[No. 166] 親子の再構築に向けた適切な支援を行っている	○
【コメント】	
分離に対して見通しを示すことを要求する保護者が増えているため、書面の提示や目の前で可視化して理解を深めようとしている。家庭復帰計画のフォームが準備されており、家庭復帰支援員が対応にあたり、丁寧な親子関係再構築を進めようとしている。	

評価項目（9項目）Ⅶ 市区町村や関係機関との連携

○市区町村や関係機関との役割分担・連携体制の構築

第三者
評価結果

【評価項目56】 関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	a
[No. 167] 市区町村との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
[No. 168] 警察や医療機関、その他関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっており、職員間で共有できている	○
【コメント】	
子ども総合センターが最初の受け入れ窓口だが、児童相談所にも同時に連絡が入り、重複しているケースがある。開設間もないが故の状況だと理解し、マニュアルの改訂を図る予定である。警察とは区内2署と年2回の実務者連絡会を行っている。また職員向けの研修を警察に依頼し実施するなど連携を強化する取り組みが行われている。医療機関とも実務者連絡会において、子ども総合センターと児童相談所との役割確認を行っている。	

	第三者 評価結果
【評価項目57】 児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	a
[No. 169] 役割分担や連携方法等について協議を行っている	○
[No. 170] 相互理解を深めるための、職員同士の交流機会などをつくっている	○
【コメント】	
児童相談所と子ども総合センター間で、相互に3日間職員を送り合っている。同じ区であっても知っているようでお互いを知らないことは多い。また、区職員として継続してきた職員もいれば、区以外から入った職員もあり、交流が必要であるとの認識を持っている。また、子ども総合センターには心理職が少ないので、セカンドステップ、ペアレントトレーニングについては児童相談所のノウハウをセンターに持ち込み、実施する形をとって相互理解を進めている。	

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導への協力・支援	第三者 評価結果
【評価項目58】 市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	a
[No. 171] 市区町村からの事案送致の相談について、迅速かつ適切に対応している	○
[No. 172] 市区町村からの日常的な相談や依頼に対して、迅速かつ適切に対応している	○
【コメント】	
児童相談所の記録システムと子ども総合センターのシステムが共通であるため、要対協も含めて情報共有は円滑になされている。ただし係長級以上のみがアクセス可能となっており、双方ともにケースに関わっていく場合には制限が解除される必要がある。ペーパーレス化は徹底されており、共有フォルダでやり取りされているが迅速さという点では全職員へのシステムの共有が求められている。	

	第三者 評価結果
【評価項目59】 市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	a
[No. 173] 専門的な知識及び技術に関する支援を適切に行っている	○
[No. 174] 児童相談所としての役割・機能を適切に実施している	○
[No. 175] 市区町村における児童虐待に関する相談・対応機能の強化のための事業を実施している	○
[No. 176] 子ども家庭総合支援拠点がある場合には、適切な連携を行っている	△
【コメント】	
児童相談所と子ども総合センターが一枚岩になることについて、今後の課題として位置付けている。子ども総合センターが児童相談所に対応してもらいたいケースは確かにあり、一方で早期対応を図ろうとすれば子ども総合センターでの調査がもう少し必要であるとの認識もあり、開設間もないが故に双方の遠慮もあるのかもしれない。各種研修会での相互交流は既に行われているため、もう少し時間が必要と考えられる。	

○市区町村における子ども家庭相談・調査・指導の質の確保・向上のための支援	第三者 評価結果
【評価項目60】 要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	b
[No. 177] 要対協の実務者会議に児童相談所が参加している	○
[No. 178] 要対協が期待する役割を果たせるよう、必要な助言・指導等を行っている	○
[No. 179] 要対協が調整機関としての機能を発揮するために、必要な助言・指導等を行っている	△
【コメント】	
連携の質の深化を進めるためには、様々な書式やツールの開発が必要だと考えている。具体的なフォーム案はまだ存在せず、児童相談所が把握していないケースも見受けられるため、どのようなツールが必要かを考えながら連携を更に進めていきたいとの認識を持っている。今後のツール開発が期待される。	

	第三者 評価結果
【評価項目61】 市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	a
[No. 180] 適切な内容・頻度で研修を実施している	○
[No. 181] 研修以外の資質向上の取り組みを行っている	△
【コメント】	
職員自己評価からはリーダー層、一般職員層が同様に、資質向上の取り組みについてできていないと感じている職員がおり、既に児童相談所の研修の軸として設定されている「サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ」の浸透が進んだ後の研修内容について、更に検討していくことが期待される。	

○児童福祉審議会との連携	第三者 評価結果
【評価項目62】 児童福祉審議会からの意見聴取を必要とするケースについて、意見を聴いているか	a
[No. 182] 必要なケースについて児童福祉審議会からの意見を聴取している	○
[No. 183] 児童福祉審議会への情報提供を適切に行っている	○
[No. 184] 子どもや保護者等に対し、児童福祉審議会に意見を聴取すること、また意見の内容について説明が適切に行われている	○
【コメント】	
開設間もないため、児童福祉審議会との連携の経験が多くないことについて、今後の対応が必要だとの認識がある。一方で、保護者の同意が得られないケースのみならず、対応に苦慮するケースについても児童福祉審議会からの意見を聴くようにしており、連携ができていないという状況ではない。一時保護所には児童福祉審議会宛ての意見箱も設置されており、今後の連携が期待される場所である。	

	第三者 評価結果
【評価項目63】 児童福祉審議会に対して必要な報告を行っているか	a
[No. 185] 児童福祉審議会に対して必要な報告が行われている	○
【コメント】	

児童福祉審議会に対して報告をするための基準設定が現状ではない。国で定められた審議会に付すべき案件が多くはないという現状もあるが、審議会自体は毎月開催されてはいるものの限られた時間内での検討は現段階でも時間的に厳しいとの認識がある。

○家庭、地域に対する援助に関する事項	第三者 評価結果
【評価項目64】 家庭や地域に対する援助活動や児童相談所が実施すべき事業等が適切に行われているか	b
[No. 186] 家庭や地域に対する援助において、市区町村との連携のもと総合的な企画とその実施に積極的に取り組んでいる	○
[No. 187] ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、総合的な援助を行っている	△
[No. 188] 療育手帳にかかわる判定事務等を適切に実施している	○
[No. 189] 都道府県及び市区町村の障害児支援に関し、児童相談所として求められる支援等を適切に行っている	△
【コメント】	
ひきこもり対応については、当所においても対応しているが、関係機関とのより一層の連携が求められる。また、障害児が成長して大人になるにあたり、障害福祉サービスの利用に円滑につなげることが課題となっている。	